

北上市職員の給与の支給規則の一部を改正する規則

北上市職員の給与の支給規則（平成3年北上市規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当の支給)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 給与条例第10条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものには、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>6～8 [略]</p>	<p>(扶養手当の支給)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 給与条例第10条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものには、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 年額130万円以上 <u>(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に</u> ある者 <u>にあつては、年額150万円以上)</u> の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>6～8 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号を次のように改める。

扶 養 親 族 届

（ 年 月 日提出）

任命権者 様	所 属			職員番号	
	職		氏名		

北上市職員の給与の支給規則第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

（証明書類 通添付）

届出の理由（該当する□にレ印を付すこと）

1 新たに職員となった

2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある

3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く）

扶養親族等記入欄

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の発生日 年月日	届出の事由
				所得の種類	金額		
		
		
		
		
		

- 注1 「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。
- 2 「同居・別居の別」欄で別居の場合の住所地は市区町村名まで記入する。
- 3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。
- 4 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由（例えば出生、死亡、満60歳以上等）をそれぞれ記入する。

参考（上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいる場合等、認定上参考になるとと思われる事項があれば記入する。）

--

任命権者記載欄

上記のとおり認定する。 年 月 日 任命権者	取扱者				
	確認欄				

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。